

(平成24年10月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和24年4月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2,700円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月19日から同年5月2日まで

国（厚生労働省）の記録では、私のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和24年5月2日となっているが、同年4月19日から同社に勤務しており、厚生年金保険にも加入していたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書及び雇用保険の記録から、申立人は、同事業所に昭和24年4月19日から継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社は、「賃金台帳、源泉徴収票等の保険料控除の状況が分かる資料は保管期間が経過しているため提出できないが、申立人の申立期間における在籍が確認できることから、申立人の当該期間における給与から厚生年金保険料が控除されていたと推測される。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における申立人の昭和24年5月の社会保険事務所（当時）の記録及び申立人の同僚の申立期間前後の社会保険事務所の記録から、2,700円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無い

ことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月22日から同年8月1日まで

A社に正社員として勤務していた期間のうち、平成5年3月から同年7月までの期間について、受け取っていた給与よりも、標準報酬月額が大幅に引き下げられているため、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額については、当初、平成5年3月22日の厚生年金保険の被保険者資格取得時から同年7月までは26万円と記録されていたところ、同年10月12日付けで、同年3月22日に遡って10万4,000円に引き下げられていることが確認できる上、事業主及び大半の従業員についても同日付けで遡った月額変更の処理が行われ、標準報酬月額が大幅に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人と同様に、標準報酬月額が遡って引き下げられている従業員の一人が所持する平成5年4月から同年7月までの給料支払明細書により、当該同僚は、同年4月の月額変更前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

さらに、A社は、申立期間当時に厚生年金保険料を滞納していたことが滞納処分票から確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成5年10月12日付けで行われた遡及訂正処理は、事実即したものと考えるのが難しく、申立人について同年3月22日に遡って標準報酬月額の減額処理が行われる合理的な理由は見当たらず、申立人の申立期間における標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年8月31日から同年9月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和37年10月30日から同年11月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年8月31日から同年9月1日まで
② 昭和37年10月30日から同年11月1日まで

私は、昭和36年4月から平成14年10月までA社に継続して勤務したが、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。これらの期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る「人事稟議書」及び同社の回答から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（申立期間①は同社B工場（厚生年金保険の適用事業所名はA社）から同社C工場（厚生年金保険の適用事業所名はA社）に異動、申立期間②は同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によると、A社B工場は昭和36年8月31日、同社C工場は37年10月30日に、それぞれ厚生年金保険の適用事業所ではなくなっ

ているが、A社は、「事業所の移転により社会保険事務所（当時）の管轄が変更になったが、その際、従業員の被保険者資格の喪失日と取得日を同日にすべきところ、喪失日を誤ってしまったことがある。」旨を回答していることから、申立人の被保険者資格は、本来、申立期間①についてはA社C工場が厚生年金保険の新規適用事業所になる36年9月1日までは同社B工場において、申立期間②については同社D工場が適用事業所になる37年11月1日までは同社C工場において、引き続き有すべきであったと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年7月の社会保険事務所の記録から1万円、及び申立期間②の標準報酬月額については同社における37年9月の社会保険事務所の記録から1万4,000円とすることが妥当である。

一方、上述のとおり、A社B工場は申立期間①において、同社C工場は申立期間②において、それぞれ厚生年金保険の適用事業所となっていないが、事業主の回答から、当該両事業所は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社B工場は申立期間①において、同社C工場は申立期間②において、それぞれ厚生年金保険の適用事業所となっていない上、事業主は、本来、同社B工場の厚生年金保険の適用事業所でなくなった日を昭和36年9月1日とし、同社C工場の厚生年金保険の適用事業所でなくなった日を37年11月1日として届け出るべきところ、誤って36年8月31日及び37年10月30日とそれぞれ届け出たと考えられるとしていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る36年8月及び37年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から55年3月まで

昭和52年4月の結婚と同時にA市へ転入し、その際に国民年金の加入手続をした。国民年金保険料の納付については、当時同じ町内に住む集金人が挨拶に来られ、その後納付方法を銀行振込みに変更するまで、私が夫婦二人分の保険料をその集金人に納付した。ところが、申立期間については夫の納付記録しかないことが分かった。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年4月に国民年金の加入手続を行い、集金人に国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の同手帳記号番号は55年9月25日に払い出されており、この時点において申立期間の保険料は過年度保険料となるため、A市では集金人に納付することはできない。

また、当該払出時点においては、申立期間のうち、昭和52年4月から53年6月までの保険料は、既に時効により納付することはできないほか、複数の読み方でのオンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査を行ったが、現在の国民年金手帳記号番号以外に、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年2月21日から11年5月27日まで
平成9年2月21日にA社に入社したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において平成10年12月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している同僚が、「私は、平成10年に退職したが、申立人とは2年間ほど一緒に勤務したと思う。」と供述していることから判断して、申立人が、申立期間当ても同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人に係る平成10年分給与所得に対する源泉徴収簿を見ると、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人は、A社において、健康保険の被保険者資格を、申立期間後の平成12年5月19日に取得しているところ、同年3月3日付けのB社会保険事務所(当時)から同社宛ての「社会保険総合調査結果について」を見ると、申立人について社会保険の資格取得届の提出が必要である旨記載されていることが確認でき、この指導に基づく届出が同年5月23日に同社会保険事務所を確認決定されていることが、申立人に係る健康保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書により確認できる。

さらに、A社が申立期間当時から加入していたC厚生年金基金の記録を見ても、申立人の加入員記録は厚生年金保険のオンライン記録と一致しており、申立期間の加入員記録は見当たらない。

加えて、前述の同僚から、申立人の申立期間における厚生年金保険への加入や保険料控除の状況についての供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる

関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月から30年12月まで
申立期間については、A社で、正社員としてBの販売をしていたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名が記載されていることから、申立期間当時に申立人が同社で勤務していたことは確認できる。

しかし、上記被保険者名簿において、氏名が記載されている701人のうち申立人を含む684人については、健康保険の整理番号は記載されているものの、厚生年金保険被保険者台帳記号番号は記載されていない。

このことについて、申立期間当時、A社で勤務していた者で、上記名簿に厚生年金保険被保険者台帳記号番号が記載されている複数の従業員に照会を行ったところ、回答があった従業員の職種はいずれも事務職であり、そのうち、同社の解散に伴う清算業務まで担当したとする元経理担当者は、「当時は事務職のみが厚生年金保険に加入していた。自分はC職で入社し、途中から経理担当になった。そのため、自身のC職であった期間については厚生年金保険の加入記録は無い。」と供述していることから、同社は、事務職を除く現業従業員については、健康保険のみ加入させる取扱いを行っていたことがうかがえる。

また、商業登記簿謄本の記録から、A社は、昭和30年11月30日に解散していることが確認できるほか、オンライン記録によると、同社は、32年3月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主は所在不明であるため、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することはで

きない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。